

見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月1日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第15号

見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則（令和3年見附市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「範囲において、」の次に「法第9条第2項に基づき」を加える。

第13条を削る。

第12条の見出し及び同条第1項中「見附市」の次に「管理不全空家等及び」を加え、同条を第13条とする。

第11条第1項中「から徴収する」を「に負担させる」に改め、同条第3項を削り、同条を第12条とする。

第10条第1号中「様式第13号」を「様式第20号」に改め、同条第2号中「様式第14号」を「様式第21号」に改め、同条第3号中「様式第15号」を「様式第22号」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「空家等の適正管理に関する」を削り、「様式第12号」を「様式第18号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第22条第13項の規定による公告は、標識（様式第19号）によるものとする。

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「空家等の適正管理に関する命令に対する」を削り、「様式第10号」を「様式第16号」に改め、同条第2項中「空家等の適正管理に関する命令に対する」を削り、「様式第11号」を「様式第17号」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「空家等の適正管理に関する勧告書（様式第9号）」を「特定空家等勧告書（様式第15号）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、法第13条第2項の規定による勧告をするときは、管理不全空家等勧告書（様式第14号）により行うものとする。

第7条を第8条とする。

第6条中「空家等の適正管理に関する助言及び指導書（様式第8号）」を「特定空家等助言及び指導書（様式第13号）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、法第13条第1項の規定による指導をするときは管理不全空家等指導書（様式第12号）により行うものとする。

第6条を第7条とする。

第5条第1項中「前条第1項」を「第4条第1項及び前条第1項」に改め、「登載された」の次に「管理不全空家等又は」を加え、「様式第6号」を「様式第10号」に改め、同条第2項中「係る」の次に「管理不全空家等又は」を加え、「様式第7号」を「様式第11号」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「前条第1項」を「第3条第1項」に、「別表の特定空家等認定基準」を「別に定める調査票」に改め、「空家の危険性を」を削り、「様式第2号」を「様式第6号」に改め、「以下「」の次に「特定空家等」を加え、「様式第3号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「特定空家等」を加え、「様式第4号」を「様式第8号」に改め、同条第3項中「特定空家等が」及び「認定基準」を削り、同条第3項中「様式第5号」を「様式第9号」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（管理不全空家等の認定）

第4条 前条第1項の規定による立入調査を行った場合は、別に定める調査票に基づき判定することとし、管理不全空家等に認定するときは、管理不全空家等認定リスト（様式第2号。以下「管理不全空家等認定リスト」という。）及び管理不全空家等認定台帳（様式第3号）を作成する。

2 前項の管理不全空家等認定リストに管理不全空家等を登載したときは、当該管理不全空家等の所有者等へ管理不全空家等認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する管理不全空家等に該当しなくなったと認めるときは、当該管理不全空家等の所有者等へ管理不全空家等認定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

別表を削る。

様式第16号（第11条関係）を削る。

様式第14号（第10条関係）を次のように改め、同様式を様式第21号（第11条関係）とする。

様式第21号（第11条関係）

第 年 月 日  
様  
見附市長 印

### 代執行令書

年 月 日付け第 号によりあなたの所有（管理）する下記特定空家等について下記措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じて、その責任を負わないことを申し添えます。

### 記

- 1 年 月 日付け第 号により戒告した措置の内容
- 2 代執行の対象となる空家等
  - (1) 所在地 見附市
  - (2) 用途
  - (3) 構造
  - (4) 所有者等の住所及び氏名
- 3 代執行の時期  
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 執行責任者  
見附市長（都市環境課長）
- 5 代執行に要する費用の概算見積額  
約 円

### (注)

- ・この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、見附市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- ・この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、見附市を被告として（訴訟において見附市を代表する者は見附市長となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



様式第13号（第10条関係）を次のように改め、同様式を第20号（第11条関係）とする。

様式第20号（第11条関連）

第 年 月 日  
様 見附市長 印

### 戒告書

あなたに対し 年 月 日付け第 号によりあなたの所有する下記特定空家等について下記措置を講ずるよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。  
なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

### 記

#### 1 対象となる空家等

- (1) 所在地 見附市
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 所有者等の住所及び氏名

#### 2 措置の内容

#### 3 戒告の責任者

- (1) 責任者 見附市長（都市環境課長）
- (2) 連絡先 見附市都市環境課（担当者）  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
電話 0258-62-1700

#### 5 措置の期限 年 月 日

#### (注)

- ・この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、見附市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- ・この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、見附市を被告として（訴訟において見附市を代表する者は見附市長となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号（第9条関係）を次のように改め、同様式を様式第18号（第10条関係）とする。

様式第18号（第10条関係）

様

第 年 月 日

見附市長 印

### 命令書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項の規定に基づき命ずる旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わないときは、法第22条第13項の規定により、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、命令に係る空家等の所在地並びに命令の内容を公表することがあります。

### 記

- 対象となる空家等
  - 所在地 見附市
  - 用途
  - 構造
  - 所有者等の住所及び氏名
- 措置の内容
- 命ずるに至った事由
- 命令の責任者
  - 責任者 見附市長（都市環境課長）
  - 連絡先 見附市都市環境課（担当者）  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
電話 0258-62-1700
- 措置の期限 年 月 日

(注)

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、法第 30 条第 1 項の規定に基づき、50 万円以下の過料に処せられることがあります。
- ・上記 5 の期限までに上記 2 の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第 22 条第 9 項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- ・災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。
- ・この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、見附市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- ・この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、見附市を被告として（訴訟において見附市を代表する者は見附市長となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第18号（第10条関係）の次に次の1様式を加える。

様式第19号（第10条関係）

様式第19号（第10条関係）

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、年 月 日付け第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる空家等
  - (1) 所在地 見附市
  - (2) 用途
  - (3) 構造
  - (4) 所有者等の住所及び氏名
  
- 2 措置の内容
  
- 3 命ずるに至った事由
  
- 4 命令の責任者
  - (1) 責任者 見附市長（都市環境課長）
  - (2) 連絡先 見附市都市環境課（担当者）  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
電話 0258-62-1700
  
- 5 措置の期限 年 月 日

様式第11号（第9条関係）を次のように改め、同様式を様式第17号（第9条関係）とする。

様式第17号（第9条関連）

年 月 日

命令に対する意見書

(宛先)見附市長

提出者 住所  
氏名  
電話番号

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号

年 月 日付 第 号意見陳述機会の付与通知書に対し、下記のとおり意見を述べます。

記

対象となる特定空家等	(1) 所在地 見附市 (2) 用途 (3) 構造 (4) 所有者等の住所及び氏名
命令の内容に対する意見	
その他当該事案についての意見	
証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。

様式第10号（第8条関係）を次のように改め、同様式を様式第16号（第9条関係）に改める。

様式第16号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

見附市長 印

#### 意見陳述機会の付与通知書

あなたが所有（管理）する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当しているため、対策を講じるよう指導及び勧告してきたところですが、現在も改善がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定により、下記のとおり当該措置を講ずることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、同条第4項から第8項までの規定により、意見陳述することを求めることが出来る旨、申し添えます。

#### 記

- 1 対象となる空家等
  - (1) 所在地 見附市
  - (2) 用途
  - (3) 構造
  - (4) 所有者等の住所及び氏名
- 2 命令しようとする措置の内容
- 3 命令に至った事由
- 4 意見陳述書の提出期限

様式第8号（第6条関係）及び様式第9号（第7条関係）を削る。

様式第7号（第5条関係）を次のように改め、同様式を様式第11号（第6条関係）とし、同様式の次に次の4様式を加える。

様式第11号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

見附市長 印

#### 緊急安全措置実施通知書

あなたが所有・管理する下記の管理不全空家等・特定空家等について、見附市空家等の適正管理に関する条例第8条の規定により、緊急安全措置を実施したので、通知します。

ついては、当該措置に要した費用について、別に交付する納入通知書により納期限までに納付してください。

#### 記

- 1 特定空家等の所在地 見附市
- 2 措置の内容
- 3 措置に要した費用 金 円
- 4 納 期 限 年 月 日
- 5 根 拠 条 文 見附市空家等の適正管理に関する条例第8条

## 様式第12号（第7条関係）

様式第12号（第7条関係）

様

第 年 月 日

見附市長

印

### 管理不全空家等指導書

あなたの所有（管理）する下記空家等は、 年 月 日付け 第 号認定通知書のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める管理不全空家等として認定されています。

ついては、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり指導します。

#### 記

#### 1 対象となる空家等

- (1) 所在地 見附市
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 所有者等の住所及び氏名

#### 2 指導に係る内容等

- (1) 内容及び必要と考えられる措置

- (2) 措置の期限

#### 3 指導する理由

#### 4 指導の責任者

- (1) 責任者 見附市長（都市環境課長）
- (2) 連絡先 見附市都市環境課（担当者）  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
電話 0258-62-1700

#### （注）

- ・期限までに措置が講じられない場合、法第13条第2項及び見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則（令和3年規則第11号）第8条の第1号に基づき勧告措置を講ずる場合があります。この勧告措置が講じられた場合、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地に係る当該特例の対象から除外されることとなります。

## 様式第13号（第7条関係）

様式第13号（第7条関係）

様

第 年 月 日

見附市長

印

### 特定空家等助言及び指導書

あなたの所有（管理）する下記空家等は、 年 月 日付け 第 号認定通知書のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等として認定されています。

ついては、速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり助言及び指導します。

#### 記

#### 1 対象となる空家等

- (1) 所在地 見附市
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 所有者等の住所及び氏名

#### 2 指導に係る内容等

- (1) 内容及び必要と考えられる措置
- (2) 措置の期限

#### 3 助言及び指導する理由

#### 4 助言及び指導の責任者

- (1) 責任者 見附市長（都市環境課長）
- (2) 連絡先 見附市都市環境課（担当者）  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
電話 0258-62-1700

#### （注）

- ・期限までに措置が講じられない場合、法第22条第2項及び見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則（令和3年規則第11号）第8条の第2号に基づき勧告措置を講ずる場合があります。この勧告措置が講じられた場合、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地に係る当該特例の対象から除外されることとなります。

## 様式第14号（第8条関係）

様式第14号（第8条関係）

第 年 月 日  
様  
見附市長 印

### 管理不全空家等勧告書

あなたの所有（管理）する下記空家等は、 年 月 日付け 第 号認定通知書の  
とおり管理不全空家等に認定されており、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年  
法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に基づき 年 月 日 第  
号で指導をしてきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める特定空家等  
に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定  
に基づき勧告します。

#### 記

- 対象となる空家等
  - 所在地 見附市
  - 用途
  - 構造
  - 所有者等の住所及び氏名
- 勧告に係る内容等
  - 内容及び必要と考えられる措置
  - 措置の期限
- 勧告に至った理由
- 指導の責任者
  - 責任者 見附市長（都市環境課長）
  - 連絡先 見附市都市環境課（担当者）  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
電話 0258-62-1700

#### (注)

- 上記1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

## 様式第15号（第8条関係）

様式第15号（第8条関係）

様

第 年 月 日

見附市長 印

### 特定空家等勧告書

あなたの所有（管理）する下記空家等は、 年 月 日付け 第 号認定通知書の  
とおり特定空家等に認定されており、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律  
第127号。以下「法」という。）第22条第1項に基づき 年 月 日 第 号  
で指導をしてきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよ  
う、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

#### 記

- 対象となる空家等
  - 所在地 見附市
  - 用途
  - 構造
  - 所有者等の住所及び氏名
- 勧告に係る内容等
  - 内容及び必要と考えられる措置
  - 措置の期限
- 勧告に至った理由
- 指導の責任者
  - 責任者 見附市長（都市環境課長）
  - 連絡先 見附市都市環境課（担当者）  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
電話 0258-62-1700

#### (注)

- 上記1の特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第6号（第5条関係）を次のように改め、同様式を様式第10号（第6条関係）とする。

様式第10号（第6条関係）

緊急時における安全措置のための同意書

1. 緊急安全措置施行者 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
見附市長

2. 管理対象物の所在地 見附市

上記管理対象物において緊急時に危険な状態が切迫していると認められる場合は、危険な状態を回避するため、緊急安全措置施行者が行う必要な安全措置の実施については、異議がないので同意します。

なお、緊急安全措置施行者が実施する措置の費用については、下記管理対象物の所有者等がこれを負担することを併せて同意します。

年 月 日

3. 管理対象物の所有者等

住 所

氏 名

様式第5号(第4条関係)を次のように改め、同様式を様式第9号(第5条関係)とする。

様式第9号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

見附市長 印

### 特定空家等認定取消通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、 年 月 日付け 第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められる旨を通知していましたが、必要な措置が講じられたことにより特定空家等に該当しなくなったものと認めますので、見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則(令和3年規則第11号。以下「規則」という。)第4条第3項の規定により下記のとおり通知します。

#### 記

- 1 特定空家等に該当しなくなったと認められる空家等

所在地 見附市  
用途等  
所有者等の住所及び氏名

- 2 特定空家等に該当しなくなった事由

- 3 本件に係る問合せ先

見附市都市環境課  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
電話 0258-62-1700

様式第4号(第5条関係)を次のように改め、同様式を様式第8号(第5条関係)とする。

様式第8号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

見附市長 印

#### 特定空家等認定通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められるので、見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則(令和3年規則第11号。以下「規則」という。)第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

#### 記

1 特定空家等に該当すると認められる空家等

所在地 見附市  
用途等  
所有者等の住所及び氏名

2 特定空家等に該当すると認められる事由

3 本件に係る問合せ先

見附市都市環境課  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
電話 0258-62-1700

(注)

- ・ 今後、法及び規則に基づく所要の行政指導等を行います。
- ・ 上記2の事由に対する対策を講じたときは、下記まで御連絡ください。
- ・ この通知と行き違いで既に対策を実施している場合は御容赦願いますとともに、担当まで御連絡ください。

様式第3号(第4条関係)を次のように改め、同様式を様式第7号(第5条関係)とする。

様式第7号(第5条関係)

特定空家等認定台帳

(整理番号 特 \_\_\_\_\_ )

所在地	見附市		
種別	戸建・共同・店舗付・その他( )		
構造	____階建 木造・非木造 その他( )	認定年月日	
		年 月 日	
所有者等 種別	氏名	住所	電話番号
配置状況			
※ 建物その他の工作物及び立木等、敷地内の配置を記載。			
特記事項			





様式第3号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

管理不全空家等認定台帳

（整理番号 管 ー ）

所在地	見附市		
種別	戸建・共同・店舗付・その他（ ）		
構造	—階建 木造・非木造 その他（ ）		認定年月日
			年 月 日
所有者等 種別	氏名	住所	電話番号
配置状況			
※ 建物その他の工作物及び立木等、敷地内の配置を記載。			
特記事項			

## 様式第4号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

見附市長 印

### 管理不全空家等認定通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める管理不全空等に該当すると認められるので、見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則（令和3年規則第11号。以下「規則」という。）第4条第2項の規定により下記のとおり通知します。

#### 記

1 管理不全空家等に該当すると認められる空家等

所在地 見附市  
用途等  
所有者等の住所及び氏名

2 管理不全空家等に該当すると認められる事由

3 本件に係る問合せ先

見附市都市環境課  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
電話 0258-62-1700

#### (注)

- ・ 今後、法及び規則に基づく所要の行政指導等を行います。
- ・ 上記2の事由に対する対策を講じたときは、下記まで御連絡ください。
- ・ この通知と行き違いで既に対策を実施している場合は御容赦願いますとともに、担当まで御連絡ください。

様式第5号（第4条関係）

様式第5号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

見附市長 印

管理不全空家等認定取消通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、 年 月 日付け 第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第2項に定める管理不全空家等に該当すると認められる旨を通知していましたが、必要な措置が講じられたことにより管理不全空家等に該当しなくなったものと認めますので、見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則（令和3年規則第11号。以下「規則」という。）第4条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 管理不全空家等に該当しなくなったと認められる空家等  
所在地 見附市  
用途等  
所有者等の住所及び氏名
- 2 管理不全空家等に該当しなくなった事由
- 3 本件に係る問合せ先  
見附市都市環境課  
〒954-8686  
新潟県見附市昭和町2丁目1番1号  
電話 0258-62-1700

附 則

この規則は、公布の日から施行する。